

# 駿河台大学スタジオ放送に関するガイドライン

駿河台大学メディアセンター

このガイドラインは、本学スタジオにて放送を行う場合に最低限知ってほしいこと、守ってほしいこと等を記載しています。

放送を行うということは、公共に電波が流れることを意味し、放送法や著作権法などによる制限があるため、場合によっては法令に触れる事態も発生しないとは限りません。またそのような事態になると、放送に携わった本人達が罰せられるのはもちろん、大学全体さらに一般社会にも影響を及ぼす危険性があります。

放送にあたっては、このような危険性がいつも隣り合わせになっていることを常に念頭におき、本学学生としてふさわしい内容・行動を心がけてほしいと思います。そのためにもこの本文の内容を熟読し、十分に理解した上で、制作・放送にあたってください。

## 1. 放送の利用目的

本放送は原則として学内のみに配信し、本学の教育・文化の進展、学生生活の向上に役立つ情報を提供することを目的としています。ただし、利用目的に準ずる放送内容で公開が必要な場合に限り学外配信を認めます。

## 2. 放送の基準

- ① 基本的人権を尊重した放送内容
- ② 特定個人・団体の利益とならない放送内容
- ③ 虚偽のない真実の放送内容
- ④ 法と社会秩序を尊重した放送内容
- ⑤ 本学学生に与える影響を考慮した放送内容
- ⑥ 教育・教養の進展を図り、学生生活を豊かにする放送内容

## 3. 利用の制限

利用については、本学メディアセンター利用規程に準じ、所定の利用手続を行った者に限ります。

## 4. 注意事項

### ① 著作権

文化的な創造物(文芸・学術・美術・音楽等の人間の思想、感情を創造的に表現したもの)を著作物といい、これらを創作した人を著作者といいます。著作権は、著作物が創作された時点から発生し著作者の死後50年間保護されるもので、その扱いは非常に微妙な問題を含んでいます。

放送の際に音楽を流す・歌詞を引用する・書物の文章を引用する等の行為、放送内容編集の際の録音録画による複製等の行為、これらの行為はすべて著作権保護と関わっていることを考慮してください。

#### ②人権の尊重

人命を軽視すること、個人や団体の名誉を傷つけること、プライバシーを侵すこと、人種・性別・職業・境遇・信条などにより差別することなどは人権を無視した行為となります。表現や取り上げ方には十分に注意してください。

#### ③法と社会秩序の尊重

現在施行されている法令を遵守すること、社会秩序を乱したり、学生生活に混乱を与えるような放送等はしないようにしてください。

#### ④表現方法

放送内容については、聞いている者に不快感を与える表現、事実か虚偽かわかりにくい表現（迷信・占い等も含む）、誇張した表現等は避け、また特定のものに対する呼びかけ、私的な勧誘等の行為はしてはいけません。

#### ⑤放送主体の明示

番組内で放送主体を必ずアナウンスするようにしてください（責任の所在を明らかにするため）。

#### ⑥その他

本放送は、あくまでも本学の学生への教育研究の一環ですので、営利目的で行う活動内容は一切禁止します。

### 5. 放送にあたっての利用手続き

- ①ポタロウの施設予約より、放送予定日時における FM スタジオを予約してください。
- ②スタジオ放送申請フォームに必要事項を入力・送信してください。その際、番組内容の詳細および機器の使用方法について十分打ち合わせを行ってください。
- ③②で送信されたフォームについて、情報システム課にて内容を確認し、疑義がある場合は申請者に連絡する場合があります。
- ④放送を行った後は、放送データ（mp3 等の形式）を情報システム課と共有している所定のクラウドストレージにアップロードしてください。
- ⑤施設の利用方法については、メディアセンターのホームページより施設利用案内を参照してください。